

# 国際交流基金との連携プログラム 日本語パートナーズ派遣事業 募集要項



立命館アジア太平洋大学  
アウトリーチ・リサーチ・オフィス  
(2026年5月初版)

## I 日本語パートナーズ派遣事業について

### 1. 趣旨

国際交流基金(JF)は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年(2023 年)を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ—文化の WA2.0—」を、令和 6(2024)年度より 10 年間にわたり集中的に実施しています。この取組は、JF が 2014 年～2023 年にかけて実施したアジアとの文化交流事業「文化の WA(和・環・輪)～知り合うアジア」を発展的に継承するものであり、特に ASEAN 各国から期待が大きかった「日本語パートナーズ事業」も内容を拡充して実施しているものです。

日本語パートナーズ派遣事業は、東南アジアを中心とするアジアの中学校や高等学校などに幅広い世代の人材を派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

### 2. 大学推薦プログラムについて

協定を結んだ大学(以下「協定校」という)から、日本語パートナーズとして適性のある学生を JF に推薦するプログラムです。選抜された学生は協定校から JF に推薦され、一般募集に先駆けて選考を行います。ただし、本プログラムは推薦された学生の内定を確約するものではなく、JF が不適格と判断した場合には、推薦された学生の派遣を見送ることもあります。大学推薦プログラムの内定者となった後は、一般募集の内定者と同様に手続きが進みます。

### 3. 活動内容

派遣機関先との協議を通じて決定しますが、想定される主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流(日本語での会話、文化活動への協力等)
- (4) 派遣先の JF 海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

### 4. 求める人物像

日本語パートナーズは、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして、派遣先の方々と協力しながら活動することが求められます。日本語パートナーズ派遣事業が公的な活動であることと、その活動の趣旨を十分に理解し、何事にも責任を持って行動できることが大切です。

また、言葉はもちろん、気候や宗教、生活習慣、社会規範など異なる環境で生活する中で、さまざまな困難に直面することもあります。そのため日本語パートナーズには、異文化に対する好奇心や謙虚な姿勢に加え、何か問題に直面した際にも、明るく前向きに、辛抱強く解決に向けて取り組むことができる人物が向いています。以下は、日本語パートナーズに求められる資質です。

- (1) 派遣先の文化・社会に対し謙虚さを持ちつつ、それを学ぼうとする好奇心がある
- (2) 派遣先の生活や活動において、日本とは異なる環境の中でも自律的に活動できる積極性と柔軟性・我慢強さがある
- (3) 現地の日本語教師のアシスタントとして活動することについて、立場や役割を適切に理解している
- (4) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を活かす意欲がある

### 5. 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境(住居、暮らしぶり等)に対応できること
- (3) JF が指定する派遣前研修全日程(合宿形式)に参加できること
- (4) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること

- (5)基本的なPC操作ができること(Eメールの送受信、Teamsでのやり取り、WordやExcel、Power Point等を使って簡単な文書や資料の作成、オンライン会議(Zoom、Teams)の参加等)
- (6)以下の生年月日であること※現地政府の要望等を踏まえて設定  
【インドネシア26期】2027年4月1日の時点で、満20歳から満39歳であること  
(生年月日が1988年4月1日~2007年4月1日に該当すること)  
※本推薦プログラムでは2027年4月1日を年齢換算の基準日とします。基準日時点で対象年齢を満たす学生が応募可能です。
- (7)日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (8)以下の英語力を有すること  
【インドネシア26期】身近で日常的な事柄について、短い簡単なやりとりができること(※CEFRのA2相当以上)  
※CEFR(Common European Framework of Reference for Languages)は、外国語学習者の言語運用能力を示す共通の指標です。
- (9)2026年度に募集選考が実施される、日本語パートナーズの他の推薦プログラムで選考中でないこと  
※推薦プログラムではない一般募集については並行して応募することは可能ですが、内定受諾した時点で一般募集は選考終了となります。
- (10)暴力団員その他の反社会的勢力に属する者でないこと

【以下に該当する方は、応募前にAPU申請窓口(アウトリーチ・リサーチ・オフィス)へ申し出てください。】

- ・重国籍の方
- ・2026年12月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証(ビザ)をお持ちの方
- ・障がいがあること、性的指向または性自認、思想・信条等により、応募や選考、派遣前研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方  
※上記に該当することが採否の判断に影響することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先機関等が限定される場合があります。また、手続きに必要なため、今後提出いただく「健康診断個人票」および「健康自己申告書」、「和文・英文履歴書」には、戸籍上の性別を記載いただきます。
- ・公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定のある方

## 6. APUから推薦するプログラムについて

### 派遣プログラム【インドネシア26期】

- ◆ APU学内で定めた募集期間に申請した学生に対して、APUが審査を行い、推薦者を決定します。JFはAPUからの推薦を受け、面接等の選考の上、派遣者を最終的に決定します。

## 7. 募集ガイダンス

- ◆ 2026年6月3日(水)5限目(16:10-17:10)
- ◆ 内容:プログラム概要、申請方法など
- ◆ 実施形式:対面
- ◆ 場所:J201
- ◆ 募集ガイダンスへの参加は、申請するにあたり必須ではありません。授業と重複する場合、授業への出席を優先させてください。
- ◆ ガイダンス録画映像はガイダンス翌日以降に [Off-campus programs ウェブサイトの日本語パートナーズのページ](#)で公開します。
- ◆ 募集ガイダンス以外でも、アウトリーチ・リサーチ・オフィスにてご質問にお答えします。

## Ⅱ 日本語パートナーズ 在学派遣プログラム 募集概要

### 1. プログラム概要

募集プログラム:	日本語パートナーズ インドネシア 26 期	
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「5. 応募要件」で記載する要件を満たすこと。</li> <li>◆ <b>満 20 歳から満 39 歳であること。(2027 年 4 月 1 日時点)</b></li> <li>◆ <b>派遣される Semester(2027 年度秋 Semester)は「休学」すること</b></li> </ul>	
推薦人数	若干名	
派遣前研修	期間: 2027 年 2 月～3 月のうち 4 週間 研修場所: 調整中(JF から最終合格者へ連絡をします)	
派遣期間	2027 年 8 月～2028 年 3 月(予定) ※予定のため、今後の状況により変更の可能性があります。 ※日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰国はできません。 ※派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイト ( <a href="https://asiawa.jp/asiawa.jp/partners/overview/achievements/">https://asiawa.jp/asiawa.jp/partners/overview/achievements/</a> )をご覧ください。	
派遣先機関	インドネシアの中等教育機関(高等学校相当)	
帰国報告	帰国後 JF の帰国報告会に参加すること。(必須) また、JF の帰国報告会で作成した資料を APU に提出すること。(必須)	
学内募集 & 選考日程	募集期間	2026 年 6 月 2 日(火)10:00～6 月 22 日(月)14:00
	募集ガイダンス	2026 年 6 月 3 日(水) 5 限目(16:10-17:10) プログラム概要、申請方法など ※ 録画動画はガイダンス翌日以降、Off-campus programs ウェブサイト「 <a href="#">日本語パートナーズ</a> 」からご確認ください。
	応募用紙 提出締切	2026 年 6 月 22 日(月)14:00
	書類審査結の連絡	2026 年 7 月 24 日(金) までに Student Portal にて連絡します。
	(推薦確定者のみ) 健康診断個人票健康 自己申告書の準備	・「3. 学内推薦確定後に準備が必要な提出物」を確認してください。 詳細は該当者に後日別途連絡します。
JF の選考	面接	2026 年 10 月下旬(予定)
	選考結果通知	2026 年 11 月下旬までに通知(予定)

### 2. 申請方法

- (1) Off-campus Programs ウェブサイト「[日本語パートナーズ](#)」の「申請方法」欄から国際交流基金「大学推薦プログラム 応募用紙」をダウンロードしてください。
- (2) 上記応募用紙にタイプ入力(手書き不可)してファイルを保存後、「[オンライン申請フォーム](#)」に応募用紙をアップロードしてください。

<「大学推薦プログラム 応募用紙」作成の際の注意事項>

応募用紙は内定後に派遣先国の関係機関に提出するものとなります。また、文字や数字が判別できない

と連絡を取る際にも対応ができません。丁寧に作成願います。

- (1) 応募用紙の氏名は、戸籍上の氏名を記入してください。(ただし、JF よりお送りする書類は常用漢字にさせていただきます場合があります。)
- (2) 応募用紙の行を増やしたり減らしたりせず、指定範囲内に収まるよう作成してください。応募用紙の「※超過分は別紙」とある項目についてのみ、枠内に書き切れない場合は、超過分を別紙(A4 1枚程度)として提出してください。
- (3) 申請時は、顔写真の貼付は不要  
 ※ 審査の結果、学内推薦が確定した方は、後日、顔写真貼付した応募用紙(原本)を提出して頂きます。

### 3. 学内推薦確定後に準備が必要な提出物

書類	注意・備考	提出期限
健康診断個人票※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内推薦確定後、指定様式をお渡しします。</li> <li>・ 各自、別府もしくは最寄りの医療機関で受診してください。</li> <li>・ <u>予約に1~2週間、また結果を受け取るまでに2週間程度かかります。学内推薦確定後、迅速に準備・提出していただく必要がありますので、選考結果が発表される前に受診可能期間を各自確認しておいてください。</u></li> <li>・ APUの定期健康診断の内容とは異なります。必ず医療機関を受診してください。</li> </ul>	該当者に後日別途連絡
健康自己申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内推薦決定後、指定様式をお渡しします。</li> <li>・ ご自身で記入してください。</li> </ul>	
履歴書(和文・英文両方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内推薦決定後、指定様式をお渡しします。</li> <li>・ ご自身で記入してください。</li> </ul>	
在学証明書(日本語) 1通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原本(コピー不可)</li> <li>・ A棟1階 or ライブラリーの自動発行機で発行してください。または、以下サイトより証明書学外発行サービスが利用可能です。  <a href="https://www.apu.ac.jp/home/life/content62/">https://www.apu.ac.jp/home/life/content62/</a></li> </ul>	

#### ※「健康診断個人票」について

別府市では以下2つの医療機関で受診が可能です。

名称	住所 / HP など
大分県厚生連健康管理センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県別府市大字鶴見 4333 番地</li> <li>・ 平日のみ / 受付は 8:00~10:00</li> <li>・ APUヘルスクリニックを通して予約が可能。(事前に検診内容をお伝えできますので、受診と健康診断個人票の受取がスムーズになります。)</li> <li>・ <a href="http://www.ok-kenkou.com/">http://www.ok-kenkou.com/</a></li> </ul>
OHC 大分総合検診センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大分県別府市北石垣深町 851</li> <li>・ 平日午後や土曜日にも受診可</li> <li>・ 事前の予約が必要</li> <li>・ <a href="http://www.ohc-oita.jp/">http://www.ohc-oita.jp/</a></li> </ul>

#### <応募書類の提出の際の注意事項>

- (1) 提出書類一式は返却しませんので、必ず応募者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- (2) 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて応募者の負担とします。
- (3) 健康診断等に関しては、指定様式にしたがい、各自健康診断ができる機関、または医療機関で受診してください。検査項目は「海外派遣労働者の健康診断(労働安全衛生規則第45条の2)」の項目を準

用しています。提出いただいた健康診断書類等に基づき、JF が業務委託する専門機関による渡航判定を行います。

#### **4. JF による選考**

##### (1) JF による面接

- ◆ 推薦者全員に対して面接が行われます。
- ◆ 日時、方式などの詳細については JF が指定し、9 月中旬までに応募者本人にメールで連絡します。

日時：2026 年 10 月中旬もしくは下旬(30 分程度)

方式：オンライン(予定)

※面接に係る費用は支給しません。

※日時の指定、変更は原則できません。

##### (2) 選考結果通知

面接選考および健康診断書等に基づく渡航判定の結果を踏まえ、JF より 11 月下旬までに被推薦者にメールにて通知します。なお、採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。

#### **5. JF による内定後の流れ**

##### **<内定通知等>**

- (1) 面接終了後、内定候補者に JF より内定を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。(一週間以内にご返送ください)
- (2) 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、戸籍に関する書類や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。
- (3) 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、JF からの書類送付先は国内に限ります。また、提出締切の延長等は認められません。手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、および JF から連絡が取れない状況が続く場合、内定を取り消すことがあります。
- (4) 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供します。いずれも JF が決定し、内定者が選ぶことはできません。
- (5) 派遣先機関によっては、以下の能力・経験等を考慮して配置する場合があります。
  - (ア) 現地語の能力
  - (イ) 仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
  - (ウ) 日本語教育に関する知識や経験

##### **<派遣前研修>**

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語(インドネシア語)の習得、任地事情、および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、以下の日程のうち約4週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、JF がやむを得ないと判断する事由以外の講義の欠席は認めません。

JF は、研修所までの往復旅費(日本国内の移動のみ)を支給し、宿泊施設および食事を提供します(もしくは食費の一部補助額を支給します)。当該経費以外の費用は自己負担となります。

日程:2027 年 2 月~3 月のうち 4 週間

場所:調整中

## IV 待遇

JF の規程に基づき滞在費、往復航空券(ディスカウントエコノミー)、旅費等の支給と住居の提供を行います。

### 1. 滞在費

月額 125,000 円～135,000 円(所得税引後)

- ◆ 滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも所得税引後の金額です。
- ◆ 派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて JF が定めた額です。
- ◆ JF の規程および所得税法が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

### 2. 住居提供

JF が住居を提供

- ◆ “日本語パートナーズ”が手配したり、選択したりすることはできません。
- ◆ 住居賃料は JF が負担します。
- ◆ 光熱費、通信費等は“日本語パートナーズ”が滞在費から負担します。

### 3. 往復航空券

日本と任地の往復航空券(ディスカウントエコノミークラス)を支給

### 4. 赴任時の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費(順路直行)を支給

### 5. 赴任時の支度料等

支度料(赴任時のみ)、移転料、着後手当を支給

※旅費法改正に伴い、JF の規程が改正され、赴任時の支度料等の額が変更される場合があります。

### 6. 業務に必要な教具等

JF が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与

※PC は貸与されませんので、必ずご持参ください。

派遣期間中の文化紹介や授業などで必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給(上限あり)

### 7. 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として、月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として、実費を支給

### 8. 海外旅行保険

JF が以下の補償内容(予定)の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金 最高 5,000 万円

傷害後遺障害保険金 最高 5,000 万円

治療・救済費用保険金 最高 5,000 万円

疾病死亡保険金 最高 3,000 万円

- ◆ 既往症(出発前にかかったことのある病気・けが)、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。
- ◆ JF は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

### 9. 派遣前の予防接種費用

派遣先地域でかかるリスクのある病気のうち、JF が指定する種類については渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用を一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けています。新型コロナウイルスワクチンについては、JF では集団予防接種の

機会を設けません。

---

## V 注意事項

---

### 1. 内定から赴任までの留意事項

以下に該当する場合には、内定または派遣を取り消しとする場合があります。

- (1) 内定から日本出発日までの間に、病気、けがおよび体調不良等により派遣先での業務が困難と JF が判断した場合
- (2) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に対する適性が不十分であると JF が判断した場合
- (3) 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- (4) APU からの推薦が取り下げられた場合および派遣が認められない場合、不正行為などによる停学処分や参加態度などを担当教職員が勘案し、受講継続が不相当と判断される場合
- (5) 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

### 2. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らねばなりません。

- (1) JF の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の趣旨に専念し、滞在を他の目的(宗教、政治、営利等の目的)に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は JF の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 ヶ月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 決められた期日までに派遣開始3か月後の「中間報告書」および帰国後の「総合報告書」を提出すること

### 3. 派遣先国・地域での安全確保および支援体制について

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は JF、日本国大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

### 4. 事業情報の公開

JF は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号) に基づく開示請求が JF に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

### 5. 個人情報に関して

以下 URL をご参照ください。

<https://asiawa.jpf.go.jp/assets/uploads/sites/2/2023/04/oi0wvjweicxz89.pdf>

※本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

### 6. 授業と面接日等の重複について

APU からの推薦後、JF によって行われる面接は、公欠扱いにはなりません。授業と面接日程等の日本語パートナーズに関わるものが重複する場合でも、特別な配慮はありませんのでご注意ください。

## 7. 派遣の可否判断

日本語パートナーズ派遣事業では、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容(感染症の場合の移動制限等)、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合も、JFによる経済的な補償はありません。

## 8. その他

- (1) JF と日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき JF は日本語パートナーズに業務を委嘱します。JF と日本語パートナーズは雇用関係にありません。なお、合意書は 2 種類あり、内定受諾後に「派遣前研修に関する合意書」を締結し、派遣前研修修了者と「派遣に関する合意書」を締結します。
- (2) 派遣に際しての市区町村の行政手続きや大学の手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問い合わせください。JF が日本語パートナーズにかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、JF へのお問い合わせはお控えください。
- (3) 被推薦者本人の申請により、「派遣証明書」の発行が可能です。
- (4) 日本語パートナーズの派遣可否については、日本国政府および派遣先の政府の対応方針や、現地の状況等を総合して慎重に判断します。現段階では、外務省の感染症危険情報が「レベル 2」または「レベル 3」の場合であっても、派遣できる環境が整っていると JF が判断した場合には、派遣を実施しています。
- (5) 協定内容や推薦実績等については JF のウェブサイト等で公表することがあります。
- (6) JF は帰国後の日本語パートナーズの就職あっせんや生活保障の責任は負いません。

---

## VI 日本語パートナーズ事業に関する問い合わせ先

---

### 【学内選考に関わる問い合わせ】

- ◆ アウトリーチ・リサーチ・オフィス A 棟2階
- ◆ 担当者: アウトリーチ・リサーチ・オフィス  
Off-campus Program Team 日本語パートナーズ担当  
Email: [apunp@apu.ac.jp](mailto:apunp@apu.ac.jp)

### 【その他の問い合わせ】

独立行政法人国際交流基金(JF) 日本語パートナーズ事業部事業第 2 チーム  
〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ  
E メール: [nihongopartners@jpf.go.jp](mailto:nihongopartners@jpf.go.jp)